

第1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった行政文書について、不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 開示の請求

異議申立人は、平成15年12月8日、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号）第6条の規定により、実施機関に対し、「竹原支局工務課で保存している又は保存することとなっている以下の文書ファイル（件名）①S1000土木・建設 防護柵の設置協議 ②S1000土木・建設 道路改良工事に伴う普通河川改築協議（対象期間は、平成13年度及び平成14年度に作成したものとする。）」（以下「本件対象文書」という。）の開示を請求（以下「本件請求」という。）した。

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、本件対象文書について、不存在を理由とする不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成16年1月16日付けで異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成16年1月19日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、開示を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件処分は、（指令）文書收受簿兼発送簿の記載内容からみても、通常なら作成されていると考えられる文書を隠匿している疑義がある。（指令）文書收受簿兼発送簿には、「新横川橋建設に伴う河川占用、改築に関する事前協議について」という標題の文書が、平成14年7月5日に安芸津町長から送付されていることが記載されている。
- (2) 砂防指定地内普通河川郷川の峠橋の下流付近において、平成13年度に災害復旧工事が施工され、また、平成14年度にも、同付近の護岸修繕工事が前年度分に引き続いて施工されたが、これらの工事区間を含む竹原市道峠郷線には、その全線を通じて、砂防指定地内普通河川郷川への転落事故を防止するための車両用防護柵が全く設置されていない。

- (3) 広島県は、道路管理者が自動車交通不能という法的管理をしていることを承知していながら、人命危険な自動車での通行を強要していることから、上記の各工事において、「防護柵の設置協議」の必要性を十分認識しているはずであり、当然に検討・協議しているものと思料されることから、隠匿している行政文書を速やかに開示するよう強く要求する。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書で主張する本件処分を行った理由は、次のとおりである。

異議申立人の請求する、竹原支局工務課が所管することとなる「防護柵の設置協議・道路改良工事に伴う普通河川改築協議」は、平成13年度及び14年度において行われていない。

また、本件異議申立てで主張されている「新横川橋建設に伴う河川占用、改築に関する事前協議について」に係る河川は、二級河川三津大川に関するものであり、異議申立人の請求するところの普通河川に関するものではない。

したがって、本件対象文書は存在しないため、本件処分を行ったものである。

第5 審査会の判断

1 本件対象文書について

本件対象文書は、「平成13年度及び平成14年度に作成し、竹原支局工務課で保存している又は保存することとなっている以下の文書ファイル ①S1000土木・建設 防護柵の設置協議 ②S1000土木・建設 道路改良工事に伴う普通河川改築協議」であり、実施機関は、作成又は取得していないため、不存在としたものである。

2 本件処分の妥当性について

実施機関は、竹原支局工務課が所管することとなる「防護柵の設置協議・道路改良工事に伴う普通河川改築協議」は、平成13年度及び平成14年度に行われていないため、本件対象文書は存在しないと主張する。

これに対し、異議申立人は、竹原支局の（指令）文書收受簿兼発送簿に、「新横川橋建設に伴う河川占用、改築に関する事前協議について」という標題の文書が、平成14年7月5日に安芸津町長から送付されていることが記載されていることから推測して、本件対象文書が存在するはずであると主張している。

しかしながら、当審査会で確認したところ、（指令）文書收受簿兼発送簿に記載された「新横川橋」は現在の三津小南橋であり、当該橋は、二級河川である三津大川に架けられた橋であった。河川法（昭和39年法律第167号）第100条の2第1項によれば、普通河川とは、一級河川、二級河川、準用河川以外の河川をいい、二級河川の三津大川は普通河川ではないのであるから、当該文書が、異議申立人の請求する「道路改良工事に伴う普通河川改築協議」に該当する文書ではないことは明らかである。

また、異議申立人は、砂防指定地内普通河川郷川で平成13年度に災害復旧工事が施工され、平成14年度においても前年度に引き続き付近の護岸修繕工事が施工されたことを指摘し、広島県は、各工事において、防護柵の設置協

議の必要性を十分認識しているはずであり、当然に検討・協議していると主張している。

この点について実施機関に確認したところ、車両用防護柵は道路の附属物であり、道路管理者が砂防設備管理者と協議を行い設置するもので、平成 13 年度及び平成 14 年度に県が施工した工事の際に、竹原市道峠郷線について、道路管理者である竹原市から車両用防護柵の設置協議の申出が行われていないとの説明があった。

道路管理者である竹原市から協議の申出が行われていないため、実施機関が本件対象文書を保有していなかったとしても不自然ではない。

以上により、本件対象文書を作成又は取得していないため、不存在を理由として不開示とした本件処分は妥当である。

3 異議申立人のその他の主張

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 結論

よって、当審査会は、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

第 6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

| 年 月 日 | 処 理 内 容 |
|------------------------------------|--|
| 16. 2. 24 | ・ 諮問を受けた。 |
| 17. 11. 30 | ・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。 |
| 18. 8. 17 | ・ 実施機関から理由説明書を収受した。 |
| 18. 8. 23 | ・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。 |
| 18. 10. 10 | ・ 異議申立人から意見書を収受した。 |
| 18. 10. 16 | ・ 実施機関に意見書の写しを送付した。 |
| 24. 4. 27 (平成 24 年度第 1 回第 1 部会) | ・ 諮問の審議を行った。 |
| 24. 5. 29 (平成 24 年度第 2 回第 1 部会) | ・ 諮問の審議を行った。 |

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

| | |
|----------------------|-----------|
| 今 井 光 | 弁護士 |
| 西 村 裕 三 （ 部 会 長 ） | 広島大学大学院教授 |
| 横 山 美 栄 子 | 広島大学教授 |